



# 生活安全ニュース

第 22 号

平成31年3月23日発行

編集・発行 台東区危機管理室生活安全推進課 〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号 TEL 5246-1044 FAX 5246-1019  
ホームページアドレス <http://www.city.taito.lg.jp>

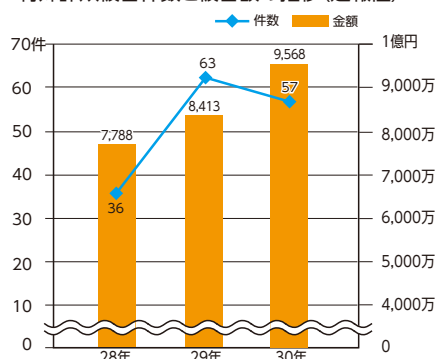
## 特殊詐欺被害が止まりません!! 台東区内で平成30年中に57件発生(前年比-6件) 被害総額約9,568万円(前年比+1,155万円)

(前年同時期との比較)

### 特殊詐欺の現状

昨年、台東区内で特殊詐欺が**57件**発生し、約**9,600万円**の被害が出ています。急増した平成29年と同水準です。

特殊詐欺被害件数と被害額の推移(速報値)



### 依然と多いオレオレ詐欺の手口

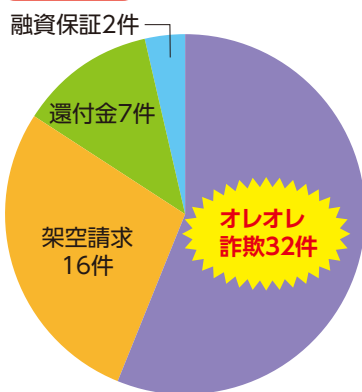


- 息子や甥などの親族を名乗って、「ケータイをなくして番号が新しくなった」「会社のお金を横領した」「鞆を置き忘れた」
- 最後には、「すぐに、お金が必要」

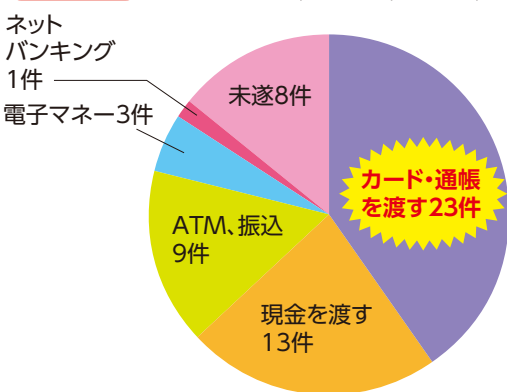
### 最近被害が多いカードをだまし取る手口

- 警察官を名乗って「あなたの口座が犯罪に利用されています」「口座が不正利用されています」「このままでは、あなたの預金が使われてしまいます」
- 銀行協会、金融機関を名乗って、「あなたのクレジットカードで買い物をした人がいます」「カードが偽造されている恐れがあります」
- 百貨店を名乗って「あなたのクレジットカードで買い物をした人がいます」「カードが偽造されている恐れがあります」
- 最後には、「クレジットカード等を、受け取りにいきます」

### 犯行手口



### 手口内容



### 特殊詐欺に遭わないために

- 電話でお金を要求されたら、詐欺を疑いましょう!
- ATMでは、還付金は受け取れません。
- カードや通帳を他人に渡したり、暗証番号を教えないでください。
- 電話は、常に留守番電話にしておくのも効果的です。

不審な電話がかかってきたら、落ち着いていったん切り、家族や警察に相談しましょう!

警察総合相談電話 ☎ #9110 緊急時は110番

## 特殊詐欺防止のため自動通話録音機を無料で貸し出しています

警告メッセージと録音機能により、振り込み詐欺等を未然に防ぐことができます。

対象 台東区に住所を有する 高齢者(65歳以上)のみが居住する世帯

持ち物 本人確認書類(住所、氏名、生年月日が確認できるもの 保険証や医療証など)

【申込・問合せ】生活安全推進課 03-5246-1044

又は上野警察署、下谷警察署、浅草警察署、蔵前警察署まで

※お申込みをされる方は、あらかじめ電話等により在庫の有無を確認してください。



### 利用された方からの反響

詐欺の電話がかかってこなくなった。しつこいセールス等の迷惑電話も減った。

### 【警告メッセージ】

この電話は、振り込み詐欺などの犯罪防止のため、会話内容が自動録音されます。これから呼び出しますので、このままお待ちください。

イメージ



※工事不要・設置簡単

## サイバー犯罪被害に遭わない為の対策をお願いします

- 基本的な対策…普段使わないパソコンを含め常に基本ソフト、ウイルス対策ソフトを最新の状態に!(自動設定の確認も)
  - ウイルスの感染対策…スマートフォン等のアプリケーションやフリーソフトウェアは公式サイトからダウンロードしてください。
  - パスワードの対策…パスワードは簡単な数字の羅列や、生年月日は使用しないようにしてください。
  - その他の対策…定期的なバックアップやログ※の定期的な確認、管理、保管をできるようにしてください。
- サイバー空間におけるルールやマナーを守り、安全安心で快適なネットワークが利用できる環境づくりを目指しましょう!!

※ログ…コンピューターの利用状況やデータ通信などの履歴

## 客引き対策を推進しています

区では「客引き行為等防止条例」を制定し、特に対策が必要な上野2・4・6丁目を特定地区に指定して、客引き行為等防止指導員が指導を行っています。今後も、警察等の関係機関と連携して、繁華街対策を推進し、安全で安心な街づくりに取り組んでいきます。

### 禁止行為

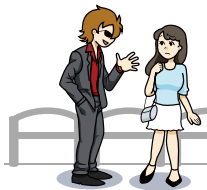
#### ①客引き行為

居酒屋、カラオケ店、キャバクラ、ファッションヘルス、児童に対する物品販売等で、特定の個人を対象に客となるように誘う行為は禁止です。



#### ②勧誘行為(スカウト)

キャバクラ、ファッションヘルスでの勤務、アダルトビデオへの出演等の勧誘をすることは禁止です。



#### ③客待ち・勧誘待ち行為

「客引き」や「勧誘(スカウト)」を行う目的で相手方を待つことは禁止です。



#### ④客引き行為等を用いた営業

客引き行為等を受けた客を、店舗に立ち入らせるのは禁止です。



特定地区の上野2・4・6丁目

